

船舶事故等調査報告書

平成27年3月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第171号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年8月10日 08時20分ごろ
発生場所	香川県坂出市坂出港 坂出港西防波堤灯台から真方位286° 1,100m付近 (概位 北緯34° 19.96′ 東経133° 50.35′)
事故等調査の経過	平成26年9月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A LNG運搬船（船名なし）、不詳 なし、なし B 油タンカー 第一太陽丸、198トン 135324、有限会社住金汽船
乗組員等に関する情報	A 係留責任者A B 船長B、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	A 右舷船首部に凹損を伴う擦過傷 B 左舷船首部及び船尾部のハンドレールに曲損、ブルワーク等に凹損
事故等の経過	A 船は、艀装工事のために「坂出港第1区の岸壁」（以下「本件岸壁」という。）に出船左舷着けで係留していた。 係留責任者Aは、本件岸壁上からA船の係留状態を巡回中、平成26年8月10日06時00分ごろ、船首部が本件岸壁から約5m離れていることを認め、間もなく船首から取っていた係留索及びチェーンが次々と切断するのを目撃した。 係留責任者Aは、すぐにタグボートを手配し、本件岸壁上で、来援したタグボート3隻にトランシーバで指示してA船を本件岸壁に押し付けさせたが、船首及び船尾の全ての係留索及びチェーンが切断したことを知った。 A船は、3隻のタグボートで押されながらも船首を東北東に向け、約2ノットの対地速力で南西方に流され、08時20分ごろB船に衝突した。 B船は、船長Bほか3人が乗り組み、台風避難のため、8月9日09時40分ごろ、坂出港第1区で右舷錨を投下し、錨鎖約4.5節を伸ばして錨泊を開始した。 B船は、船長Bが、守錨当直中の甲板長BからA船がB船に接近し

	<p>ているとの報告を受け、すぐに昇橋して機関長Bに機関の始動を指示したが、その左舷側とA船の右舷船首部とが衝突した。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 雨、風向 北北東、風力 8、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、本事故当時、無人の状態であった。</p> <p>A船は、ナイロン製の索（径75mm）を岸壁で折り返して、船首に6本、船尾に7本取り、また、チェーン（径70mm）を海底シンカー（<small>じゅうすい</small>重錘）から船首に2本、岸壁から船尾に2本取って係留していた。</p> <p>タグボート乗組員は、本事故当時、係留責任者Aのトランシーバによる指示を受けて、B船及びB船の周囲にいた錨泊船2隻に対し、無線でA船の接近を知らせ、B船以外の錨泊船2隻は抜錨して移動したが、B船からは応答がなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B なし A なし、B なし A あり、B あり</p> <p>A船は、坂出港第1区の本件岸壁に係留して艀装工事中、台風による風力8の風により係留索及び係留チェーンが切断したことから、漂流状態となって錨泊中のB船に向けて圧流され、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、台風避難で坂出港第1区に錨泊中、漂流状態のA船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、坂出港第1区において、A船が本件岸壁に係留して艀装工事中、B船が錨泊中、A船が、台風による風力8の風により係留索及び係留チェーンが切断したため、漂流状態となって錨泊中のB船に向けて圧流され、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>A船を管理する造船所は、本事故発生後、強風時には高強度の係留索を使用すること、強風時の係船マニュアルを整備するなどの対策を講じた。</p>